

森づくりの基本方針

「郷土の恵みの森」の実現に向けて、次の4つの基本方針に沿った森づくりを開いていきます。

基本方針1：森の多面的機能を高める“環境の森づくり”を進めます

豊かな「森の恵み」を享受するために、それぞれの森の特性や利活用の方向に応じた機能を高めつつ、他の多面的な機能の向上も同時に図っていく“環境の森づくり”を進めます。

また、それぞれの森の特性や役割をふまえて、定期的な枝打ちや間伐など適正な管理による下層植生の回復、長伐期施業*の実施、林道や作業道から遠い・急傾斜地であるなどの理由で管理が難しい人工林の針広混交林化や広葉樹林への林相転換(*)などの施業内容を選択します。さらに、動植物の生息・生育環境の保全への配慮、利活用や管理をしやすくするみちづくりも同時に進めていきます。

基本方針2：森の価値を高め、持続的に利活用します

引き続き、林道・作業道の整備や技術継承者の育成を行うことで、施業の効率化や人材確保を図ります。また、多摩産材のひとつである秋川産材の利用促進や木質バイオマス利用のさらなる推進などにより、木材などの経済的な価値の向上を図り、持続的な森林資源の利用・森林経営を促進します。

さらに、適切な管理による環境保全への貢献、文化や伝統の継承、社会貢献活動の場の提供などの森の社会的な価値を高め、PRすることで、持続的に森の管理を行える財源の確保や地域の活性化にもつなげていきます。

基本方針3：森の魅力を高め、伝えていきます

観光資源や歴史・文化資源など、森やその周辺の資源の魅力を高め、森とともに新たな活用を図ることで、あきる野市全体の魅力を向上させます。また、その魅力を市民や市外の人々に広く伝えていきます。

さらに、森を利用する匠の技や昔話など身近な森の魅力を引き出し、次世代にも継承していくことで、「郷土愛」や「自然愛」を育み、地域を盛り上げていきます。

基本方針4：みんなで森づくりを進めます

みんなの“共通の財産”である「郷土の恵みの森」を創り伝えていくために、町内会・自治会、森林所有者、市民、森林・木材関係団体、産業関係団体、企業、他自治体、市などのあらゆる主体や様々な世代の人々が参加・連携し、協働で森づくりを進めていきます。

そのために、企業の森やカーボン・オフセットといった、様々な主体が森づくりにかかわる仕組みや制度を積極的に導入していきます。

*林相転換： 針葉樹林、広葉樹林、針広混交林といった森林の様相（林相）を、樹種の植え替えにより変えること。